

総会

配布：一般

2014年2月4日

第68会期

議事日程議題 69(c)

2013年12月18日に総会で採択された決議

[第三委員会の報告書 (A/68/456/Add.3) に基づく]

68/183 朝鮮民主主義人民共和国における人権状況

総会は、

全ての国家は、人権および基本的自由を促進しまた保護しそして様々な国際文書の下で引き受けてきた義務を果たす義務を有していることを再確認し、

朝鮮民主主義人民共和国は、市民的及び政治的権利に関する国際規約¹、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約¹、児童の権利に関する条約²そして女性に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約³の当事国であることに注意し、そしてこの四条約の下での条約監視機関の最終所見を想起し、

朝鮮民主主義人民共和国における人権状況について、総会、人権委員会および人権理事会により採択された、2012年12月20日の総会決議 67/181 および 2013年3月21日の理事会決議 22/13⁴を含む、全ての従前の諸決議を想起し、そしてこれらの決議の実施を達成することを目的とした国際社会の調整された取組を強化する国際社会の必要性について注意し、

¹ 決議 2200A (XXI)、添付文書を見よ。

² 国際連合、条約集、第1577巻、No.27531。

³ 同書、第1249巻、No.20378。

⁴ 総会公式記録、第68会期、補遺 No.53(A/68/53) 第IV章、A節を見よ。

人権理事会決議 22/13 における、人権理事会による調査委員会の設立を歓迎し、2013 年 9 月の理事会へのまた 2013 年 10 月の総会へのその最初の口頭報告に留意し、また同委員会が、朝鮮民主主義人民共和国に対するアクセスに関するものを含む、同国からの協力を何も受けていないことを遺憾に思う一方で、証人の公聴会を実施するその方法論を称賛し、

2013 年 3 月に採択された普遍的定期審査の成果報告書⁵に含まれた勧告がその支援を享受することについての朝鮮民主主義人民共和国の立場を明瞭に表現することの同政府の継続した拒否に深刻な懸念を表明しつつ普遍的定期審査過程における朝鮮民主主義人民共和国の参加を承認し、そして同報告書に含まれた勧告を履行する朝鮮民主主義人民共和国の行動が継続して欠けていることを憂慮し、

朝鮮民主主義人民共和国における健康状態を改善するために、同国政府と国際連合児童基金および世界保健機関との間で確立された共同作業並びに子どものための教育の質を改善するため国際連合児童基金と確立された共同作業を感謝の念をもって留意し、

朝鮮民主主義人民共和国における国際連合開発計画の活動の、あまり大きくない規模の、再開についての決定に留意し、そして計画が援助を必要としている人の利益になることを確保するため朝鮮民主主義人民共和国政府の国際社会との関与を奨励し、

穀類および食糧安全保証評価を実施するために、朝鮮民主主義人民共和国政府と世界食糧計画、国際連合児童基金および国際連合食糧農業機関との間で確立された協力関係並びに世界食糧計画と署名された基本合意書にもまた留意し、世界食糧計画によるアクセスの改善を認識し、全ての国際連合機関への更なるアクセスを提供することの重要性を強調し、その一方で食糧および食糧外の援助の相乗効果を増加する目的で他の国際機関および機構との合同事業の設立、実施並びに監督を支援し、そして人道および食糧援助の分野における国際的な援助実施者の活動に感謝の念をもってまた留意し、

⁵ A/HRC/13/13

朝鮮民主主義人民共和国における人権状況についての特別報告者の報告書⁶に留意し、彼が同国への訪問をまだ許されていないことおよび朝鮮民主主義人民共和国当局からの協力を何も受けていないことを遺憾に思い、そして決議 67/181 に従って提出された朝鮮民主主義人民共和国の人権状況に関する事務総長の包括的報告書⁷にもまた留意し、

朝鮮民主主義人民共和国による障害者の権利に関する条約⁸の最近の署名に感謝の念をもって留意し、同政府に対し、同条約を批准するために迅速な措置をとることを奨励し、そして同政府に対し、障害者の権利を十分に尊重することを促し、

同国における人権および人権状況の改善に寄与できる、南北朝鮮間対話の重要性に留意し、

全朝鮮人民の緊急の人的懸念である、国境を越えた離散家族の再開が中止されていることに遺憾の意をもって留意し、そして可及的速やかに再開されることおよび朝鮮民主主義人民共和国、大韓民国および朝鮮国外離散民の構成員によりなされるであろう大規模なそして定期的な更なる再開のために必要な準備を希望し、

朝鮮民主主義人民共和国における人権状況の著しい執拗な悪化を深く懸念し、

1. 以下について総会の非常に重大な懸念を表明する。

(a) 以下のものを含む、朝鮮民主主義人民共和国における市民的、政治的、経済的、社会的および文化的権利の組織的な、広範なそして深刻な侵害の継続的報告が持続していること。

(i) 拷問および他の残虐な、勾留の非人間的な条件を含む非人間的若しくは品位を落とす取扱または刑罰、公開処刑、裁判外や恣意的な勾留、衡平な公判の保障および独立した司法制度を含む、適法手続や法の支配の欠如、裁判外、即決および恣意的な処刑、政治的および宗教的理由に基づいて死刑を科すこと、三世代まで拡大している連帯罰および強制労働の広範囲にわたる使用。

(ii) 広範囲にわたる政治犯収容所の制度の存在、そこでは膨大な数の人々が自らの自由を奪われみじめな条件にあわせられておりまたそこでは人権の大変な侵害が実行されていて、そしてこれに関連して朝鮮民主主義人民共和国に対し、この慣行を直ちに止めそして無条件にそしてどんな

⁶ A/68/319.

⁷ A/68/392.

⁸ 国際連合、条約集、第 2515 巻、No.44910.

遅滞もなしに全ての政治犯を釈放することを強く促す。

(iii) 許可無く同国を離れる者若しくは離れようとする者またはその家族への罰並びに帰国した者への罰を含む、同国内を自由に移動しまた海外への渡航を希望するあらゆる者に課せられた制限。

(iv) 朝鮮民主主義人民共和国に追放されたかまたは帰還した難民および亡命希望者の状況並びに収容、拷問、残虐な、非人間的な若しくは品位を落とすような取扱または死刑という罰に通じる、海外から送還されてきた朝鮮民主主義人民共和国の国民に科された制裁、またこれに関連して全ての国家に対し、保護を求める者の人権を保護する目的で、ノン・ルフールマンの基本的な原則を尊重すること、保護を求める者を人道的に取り扱うことそして国際連合難民高等弁務官並びに同事務所への妨害のないアクセスを確保することを促し、そして当事国に対し、1951年の難民の地位に関する条約⁹およびその1967年の議定書¹⁰により対象とされる朝鮮民主主義人民共和国からの難民に関連して、それらの文書の下での自らの義務を遵守することを今一度促す。

(v) 自らの意見および表現、宗教または信念の自由を行使している個人並びにその家族の迫害、拷問や投獄のような手段による、思想、良心、宗教または信念、意見および表現、平和的集会並びに結社、プライバシーに対する権利および情報への平等なアクセスの自由に関するやたらに広がりそして過酷な制限、そして直接または自由に選択した代表を通して、自らの国の公務の実施に加わる全ての人の権利。

(vi) 経済的、社会的および文化的権利の侵害、それは朝鮮民主主義人民共和国における住民、とりわけ危険にさらされた集団に属している人々、特に女性、子どもそして高齢者にとって深刻な栄養失調、広範な健康問題そして他の苦難の結果をもたらしてきた。

(vii) 女性の人権と基本的自由の継続している侵害、とりわけ国を去ることを女性に強いる国内条件の創設および売春若しくは強制結婚を目的とした取引の犠牲者となる危険並びに人の密売、強制堕胎、経済的分野におけるものを含むジェンダーに基づく差別、およびジェンダーに基づく暴力への女性の服従、並びにそのような暴力に対する継続している刑事責任の免除。

(viii) 子どもの人権と基本的自由の継続している侵害の報告、とりわけ多くの子どもにとっての基本的な経済的、社会的および文化的権利に対するアクセスの継続した欠如、そしてこれに関連して特に、帰還した若しくは本国に送還された子ども、ストリート・チルドレン、障害をもった子ども、親が勾留されている子ども、勾留されているかまたは施設の中で生活している子どもおよび

⁹ 同書、第189巻、No. 2545.

¹⁰ 同書、第606巻、No. 8791.

法に抵触している子どもが直面しているとりわけ脆弱な状況に留意する。

(ix) 障害者の人権および基本的自由の侵害についての継続している報告、特に集団キャンプおよび障害者の子どもの数や間隔をあけることについて自由にそして責任をもって決定する障害者の権利を標的とした強制手段の使用におけるもの。

(x) 結社の自由に対する権利および団体交渉に対する権利の効果的な承認、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約¹の下での朝鮮民主主義人民共和国の義務により特定されたストライキに対する権利、および子どもの経済的搾取の禁止並びに児童の権利条約²の下での朝鮮民主主義人民共和国の義務により特定された子どもの有害なまたは危険な作業の禁止を含む、労働者の権利の侵害。

(b) 朝鮮民主主義人民共和国における人権状況に関する特別報告者の職務権限および調査委員会の職務権限を認識することの若しくは特別報告者および調査委員会との協力関係を拡大することの朝鮮民主主義人民共和国政府の継続した拒否。

(c) 人権理事会による普遍的定期審査に続く勧告がその支援を享受したことを明確にすることの若しくはその実施に対する公約を表明することの朝鮮民主主義人民共和国政府の継続した拒否、そして最終的な成果報告書⁵に含まれた慣行を実施するために今日まで行動がとられていないことに重大な懸念を表明する。

2. 他の主権国家の国民の人権を侵害している、強制失踪の形態での拉致に関する国際的懸念の未解決の問題に総会の非常に重大な懸念を強調し、そしてこれに関連して朝鮮民主主義人民共和国に対し、既存の経路を通したものを含んで、これらの問題を、拉致被害者の即座の帰還を確保することによるものを含んで、透明なやり方で緊急に解決することを強く求める。

3. 自然災害に対する限定された回復力および多様な食糧の著しい不足を引き起こしている農業生産における制度的弱点並びに食べ物の栽培と貿易に関する国家の制限によりいっそうひどくされた、食糧の入手可能とアクセスにおける制限の原因となっている政府の政策の故に、急速に悪化している同国における不安定な人道状況、並びにとりわけ最も脆弱な集団、妊婦、幼児や子どもおよび高齢者の中の長期にわたる且つ深刻な栄養失調の蔓延、そしてそれは、いくらかの進展にもかかわらず、著しい割合の子どもたちの身体的および精神的発達に影響し続けている、に総会の非常に深い懸念を表明し、そして、朝鮮民主主義人民共和国政府に対し、これに関連して、必要と認められる場合には国際的な資金供与機関と協力しつつまた人道援助の監視のための国際的基準に

従って、予防的なまた救済的な行動をとることを促す。

4. 今までに遂行された活動に対してまたアクセスの拒否にもかかわらず自らの職務権限の実施におけるその継続した取組に対して、特別報告者および調査委員会を称賛する。

5. 朝鮮民主主義人民共和国に対し、全ての人権および基本的自由を十分に尊重することそしてこれに関連して以下のことを行うことを強く促す。

(a) 上記で強調した組織的な、広範なそして深刻な人権侵害に、特に、総会、人権委員会および人権理事会の上で言及した諸決議において定められた措置、および普遍的定期審査の文脈において理事会によりまた国際連合特別手続並びに条約機関により朝鮮民主主義人民共和国に宛てられた勧告を十分に履行することにより、終止符を直ちに打つこと。

(b) その住民を保護し、刑事責任の免除の問題に対処しそして人権侵害に責任を有する者が独立した司法制度の前で訴追されることを確保すること。

(c) 難民流出をもたらしている根本原因に取り組みそして人の密売、取引および強要により難民を搾取した者を訴追すること、その一方で被害者は犯罪化しないこと。

(d) 朝鮮民主主義人民共和国に追放されたか若しくは帰還した朝鮮民主主義人民共和国国民が、安全にまた尊厳をもって帰ることができ、人道的に取り扱われそして如何なる処罰の対象にならないことを確保し、また彼らの地位や取扱に関する情報を提供すること。

(e) 特別報告者および調査委員会に、朝鮮民主主義人民共和国への完全な、自由なそして妨げられないアクセスを許与することを含んで彼らに、また人権状況の十分な必要性の評価ができるように他の国際連合人権制度に、十分な協力関係を拡大すること。

(f) 同国における人権状況を改善することを目的に、近年高等弁務官により追求されたように、国際連合人権高等弁務官および同事務所との人権の分野における技術的協力活動に従事すること、また人権理事会により普遍的定期審査においてなされた勧告を実施するため努力すること。

(g) 国際労働機関との協力関係に従事すること。

(h) 国際連合人道機関とのその協力関係を継続しまた強化すること。

(i) 人道援助に対する完全な、安全なそして妨害のないアクセスを確保しそして人道機関が行うことを誓約したような、人道原則に従って必要性に基づいて同国のあらゆる部分に公平な提供を安全にすることを人道機関に許すための措置を講じること、また適切な食糧へのアクセスを確保しそして持続可能な農業、十分な食糧生産流通措置を通したものおよび食糧部門により多くの資金を

割り当てることによるものを含む、より効果的な食糧安全保障政策を実施すること、並びに人道援助の適切な監視を確保すること。

(j) 国際連合国別現地チームおよび開発機関が、国際的な監視および評価手続に従って、ミレニアム開発目標の達成に向けた進展を加速することを含んで、一般住民の生活条件を改善することに直接貢献できるように彼らとの協力関係を更に改善すること。

(k) 残っている国際人権条約を批准することおよび加入することを考慮すること、そしてそのことが人権条約機関との対話を可能にする。

6. 総会の第 69 会期に朝鮮民主主義人民共和国における人権状況についての総会の検討を続けることを決定し、そしてこの目的のために事務総長に対し、朝鮮民主主義人民共和国における状況に関する包括報告書を提出することまた特別報告者に対し、人権理事会の第 25 会期でのその決定に従って、彼の所見と勧告を報告し続けること、並びに調査委員会の活動の成果およびフォローアップについて報告することを要請する。

第 70 回本会合

2013 年 12 月 18 日